

項目	問合せ内容	回答
1. 応募に関すること		
応募要件について		
必ず資格（北海道アウトドア資格制度）を取得していなければ、応募できないのか。	北海道認定ガイドの資格がなくても、アドベンチャートラベルガイドの認定区分（募集要項・別表1を参照）にあるガイドに1年以上従事していれば対象となる。 なお、研修終了後、原則として3年以上同一のアクティビティガイド等として引き続き従事する意思を有するとともに、ATに対する各種支援策への協力が必要。	
アドベンチャートラベルガイドの認定を取っていないと応募できないのか。	アドベンチャートラベルガイドの認定がなくても、アドベンチャートラベルガイドの認定区分（募集要項・別表1を参照）にあるガイドに1年以上従事していれば対象となる。 なお、研修終了後、原則として3年以上同一のアクティビティガイド等として引き続き従事する意思を有するとともに、ATに対する各種支援策への協力が必要。	
北海道マスターガイド認定資格を持っていないと申請できないのか。	マスターガイド資格を持っていないけれども、アドベンチャートラベルガイドの認定区分（募集要項・別表1を参照）にあるガイドに1年以上従事していれば対象となる。 なお、研修終了後、原則として3年以上同一のアクティビティガイド等として引き続き従事する意思を有するとともに、ATに対する各種支援策への協力が必要。	
ガイド事業所の代表を務めながら、ガイド(自然)をしているが、代表も研修生の対象となるか。	支援対象を事業所としているため、代表も研修派遣対象に含まれる。	
個人事業主として1人でガイド業を行っているが、応募の対象になるか。	支援対象を事業所としているため、個人事業主も研修派遣対象に含まれる。	
応募の年齢制限はあるか。	特に制限は設けていない。	
1事業所から複数名応募してもよいか。	複数名応募することは妨げないが、1事業所当たりの支援上限額は200万円となる。	
1事業所から2名申請できるのか。また、1名申請して、もう1名は事業所負担でもよいか。	複数名応募することは妨げないが、1事業所当たりの支援上限額は200万円となる。	
ツアー参加は、1回のみ参加でも対象となるか。	ツアー参加の場合は、同じツアーに「複数回」参加することを前提としている。なお、 <u>1回限りのツアー参加でも応募を妨げないが、事務局において研修内容を審査する。</u>	
募集要項5に派遣人数5名程度と記載があるが、応募者が5名以下であれば先着順にて否応なしに選ばれるのか。	研修内容を審査の上、採択するため、応募者数が派遣予定人数に達しなかったとしても、不採択となる。	
既に所属のガイドが海外で研修を行っているが、この場合も申請の対象となるか。	「令和6年9月中旬（採択後）から令和7年1月31日」までに開始される研修を対象としているため、 <u>既に開始されている研修は対象とならない。ただし、既に開始されている研修に加えて、ガイド技術の向上を目的とした研修に参加する場合は、その限りではない。</u>	
海外でのBtoB商談会にてプロモーションする機会があり、そこにガイドも同行予定。この事業に応募し、承認されればガイドの出張費用も支援の対象となるのか。	本事業は、ガイド人材の育成を目的としているため、 <u>単なるガイドのプロモーション活動は、申請の対象とはならない。</u>	

項目	問合せ内容	回答
研修内容について		
	2地域に行くことは可能か？	可能だが、支援上限額は200万円であることに留意。 なお、審査においては、研修内容をはじめ、旅費・研修費用の配分等の資金計画も審査対象となる。（1地域の研修のみ採択される場合もある。）
	研修の日数の制限（何日以上）はあるか。	特に制限は設けていないが、審査においては、研修内容をはじめ、旅費・研修費用の配分等の資金計画も審査対象となる。
	自然ガイドとして活動中。今後海外からは自然の中でのヨガやリトリート（瞑想）などの需要が高まると考えている。ヨガやリトリートなどのツアーは対象となるか。	自然ガイドのアクティビティ技術の向上として、応募可能。なお、本研修事業は、アクティビティ技術の向上ではなく「ガイド技術」の向上を主な目的としている。そのため、 <u>研修計画は、ガイド技術の向上も目的に含めて作成すること。</u> また、ツアー参加の場合は、同じツアーに「複数回」参加することを前提しているので留意すること。なお、 <u>1回限りのツアー参加でも応募を妨げないが、事務局において研修内容を審査する。</u>
	フィッシングガイドは対象となるか。 フィッシングツアーも対象となるか。	フィッシングガイドも自然ガイドの一つとして応募可能。認定区分のあるガイドに1年以上従事している必要がある。なお、本研修事業は、アクティビティ技術の向上ではなく「ガイド技術」の向上を主な目的としている。そのため、フィッシングツアーも応募対象となりうるが、研修計画は、 <u>ガイド技術の向上も目的に含めて作成すること。</u>
	アクティビティ技術の向上に関する研修のみでも良いのか。	アクティビティ技術の向上に関する研修がメインでも応募を妨げないが、 <u>安全・危機管理、顧客サービスとグループマネジメント等、ガイドに必要な技術全般を修得する研修計画とすること。</u>
	複数の研修を受けたい場合、研修ごとに申請書類が必要なのか。	1つの申請書類にまとめて申請可能。ただし、研修内容を審査し、一部の研修のみ採択される可能性もある。研修内容や費用はそれぞれ詳細に記載すること。
	2つの地域で研修を受ける場合は、往復渡航費は支給されるのか。	①1度帰国を挟む場合 (例：北海道⇄研修先A + 北海道⇄研修先B) →それぞれの往復渡航費が対象経費となる。上限額は1渡航あたりとする。ただし、1事業所当たりの支援上限額は200万円であることに留意。 ②帰国せず、継続して研修を行う場合 (例：北海道→研修先A→研修先B→北海道) →往復渡航費及び研修先間の移動費が対象経費となる。なお、研修先間の移動費は、「研修等受講料相当額（研修中の交通費）」に含めること。
その他		
	パスポートはいつまでに必要か？	特に期限は設けていない。研修開始までに用意すること。
	英語力の証明について、過去にTOEICを受験したが、資格の証明書がない場合はどうしたら良いか。	研修計画書にスコアを記載いただくとともに、自身の英語のよるガイディングの経験などを記載してください。
	現在、研修計画を作成中で、現段階で想定される費用を算出している。仮に内示を受けた場合、応募申請時の経費内容が支援金交付申請時（実績報告時）に変更があっても良いのか。	変更可能。ただし、内示の際に支援上限額を通知するので留意すること。
2. 支援金に関すること		
支援金交付申請について		
	支援対象期間はいつからいつまでか？	事業採択内示日から事業完了日まで。

項目	問合せ内容	回答
	事業完了日とはいつのことか？	原則、帰着日を事業完了日とする。ただし、従業員を充足している場合は、研修者の出勤日前日を事業完了日とする。
	支援金交付申請時に必要な経費の根拠となる資料は何か？ (支援金要綱第8条関係)	経費を既に支払い済みの場合は、領収書など経費の根拠が分かる資料を提出すること。 <u>支払いが済んでいない場合は、ツアー等の予約ページの写しなど、経費や研修概要の内容が分かる資料を提出すること。</u>
	概算払いは可能か？	可能。必要の都度、ATガイド等海外派遣研修事業支援金概算払申請書（第9号様式）及び最新の収支計画書（第4号様式）を機構会長へ提出すること。
支援内容について		
	支援金交付決定額は、どの時点の為替レートを基準に決定されるのか。	原則、支援金交付申請時の為替レートを基準に金額を決定する。ただし、研修期間中に係る費用については、大幅なレート変動などがあった場合は、その限りではない。
	傷害保険等の保険料は対象となるか。	支援対象とはならない。なお、不測の事態に備えて、加入を推奨する。
	従業員の充足に係る経費について、休業補償も支援対象となるか？	支援対象とはならない。従業員を充足する場合に限る。
	従業員の充足に係る経費について、新たに人材を雇用せず、既に所属する者で補填する場合は、それらに係る人件費は支援対象となるか？	原則、支援対象とはならない。ただし、研修により雇用形態を変更し、証拠書類を提出できる場合は対象となりうる。